

奈良県西の京保有地活用整備事業者選定審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

奈良県西の京保有地活用整備事業者選定審査委員会規則を廃止する規則

奈良県西の京保有地活用整備事業者選定審査委員会規則（平成二十七年三月奈良県規則第三百三号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。